

# 厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 令和4年1月17日(月)  
9時32分開会 10時55分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：口田邦男 副委員長：山下清美  
委 員：深沼達生(欠席)、川上 均、中河つる子(遅刻10:43~)、高橋政悦  
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮学
- 5 説明員 社会教育課長：藤田哲也
- 6 議 件  
  
(1) 所管事務調査について  
・新体育館建設に向けての進捗状況について  
  
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

(1) 所管事務調査について

・新体育館建設に向けての進捗状況について

委員長（口田邦男）：いつもより 30 分ほど早い時間帯だが、よろしくお願ひしたい。私事だが、昨年暮れにはご迷惑を掛けた。何とか復帰したので、今後ともよろしくお願ひする。

本日深沼委員が欠席、中河委員からは遅刻の連絡があるが、只今から始めたい。開催に当たり、担当課長に出席いただいているので、よろしくお願ひしたい。

それでは厚生文教常任委員会を開会し、所管事務調査に入る。

今回は、新体育館建設に向けての進捗状況について、まず、担当課から説明をお願ひする。

社会教育課長（藤田哲也）：提出資料の 1 ページをご覧ください。

進捗状況についての調査だが、全体の新体育館オープンに向けたスケジュールとして、当初のスケジュールと現状今年度の中で生まれてきている課題と、見直しを現在迫られているスケジュールということで書いてあるものである。

まず、当初のスケジュールであるが、令和 3 年度の当初予算の予算説明資料の中でも触れているところであるけれども、本年度については町民検討会議の設置、利用者並びに団体等の要望の聴取、パブリックコメント、これを経て基本構想と基本設計の策定を行うという予定である。令和 4 年度に実施設計を実施し、8 月の全員協議会で説明したが、用地取得と実施設計を同時にやることで、用地取得費にも過疎対策事業債の活用が図れるということで、用地取得を合わせて行う。令和 5 年・6 年と工事、備品等の整備を行い、6 年の秋ごろに新体育館の供用を開始したい、現体育館はその翌年に解体に着手したいという予定で、スケジュールのほうを令和 3 年度当初予算の段階で計画を立てたところである。

現在そういったスケジュールの中で課題が生じており、一番大きな課題として町民検討会議の開催、それから利用者の要望聴取の遅れ、コロナということもあるがそれ以上に、私自身含めスポーツ系の進めていく上での体制能力等の欠如というものもあって、遅れているというのが正直な実情である。

更に、建築基準法第 48 条ただし書許可協議と都市計画法用途地域の見直しという課題が出ている。法律の名称や話をしてもなかなか分りづらいところであるが、まず、建築基準法第 48 条ただし書許可協議について説明する。都市計画法に基づく用途地域が清水市街にある。これについては種別毎に延べ床面積等の建築物に対する規制がある。新体育館建設候補地とする北 2 条 8 丁目 7 番 1、ホクレンの所有地であるが、この土地については都市計画法の用途地域が、第 2 種中高層住居専用地域となっており、都市計画法の規制では建築可能面積が 1,500 m<sup>2</sup>までに規制されているという状態になっている。この規制の例外的な措置として、建設工事を許可するためにあるのが、建築基準法第 48 条ただし書というもので、これにおいては北海道の建築審査会のほうに同意を得て、北海道知事のほうで建築許可をすることができる旨が定められている。

このただし書を活用して、特例措置を用いて体育館や大きな公共施設を立てているというケースについては、道内にもかなりの件数があり、本町の新体育館の事業についてもこのただし書の適用を予定していたところであるが、今年度の春先から建設課のほうで十勝総合振興局建設指導課と都市計画サイドのほうと事前の協議を重ねる経過の中で、ただし書の許可を得るためには、都市計画法の用途地域の見直しを清水町として着手していただきたいと。今までのケースとして多かったのが、都市計画の見直しのスケジュールを町として示してほしいと。町全体の都市計画の見直しスケジュールが、例えば 5 年間で行うのを待っていると

公共施設の建設が遅れてしまうので、ただし書を適用して周辺の環境や交通安全等に配慮した形であれば許可すると。これが建築基準法のただし書だったわけであるが、今回事前協議の中で、都市計画の用途地域の見直しを着手していただきたいという話が現在出ている。これについては道のほうと引き続き建設課のほうで協議を進めているが、都市計画の用途地域を見直すという形になると、清水町においては都市計画法に基づくマスタープランの作成というものを行い、更に、現行の都市計画区域を広げるのか維持するのか縮小するのか、更に、それぞれの種別、例えば駅前であれば旅館業とか、商業地域とか、ここは工業地域とか、住宅地域とかというものの見直し作業を更に進めるといふことの着手まで道との協議を進めてほしいという話が来ている。現在この点が、進捗において最終的な供用年の策定の中では大きく影響してくるところになっている。

この2点の課題等があり、現在見直さざるを得ないであろうと考えているスケジュールとして、今年度は町民検討会議の設置までは進めたい。更に、令和4年度に町民検討会議、利用者要望の聴取、更に、パブリックコメント、基本構想と基本設計については検討会議と利用者の要望を踏まえた上で策定を行って、令和5年度の実施設設計、財源の問題で用地取得をこれに合わせる。更に、建設工事については1年間で体育館規模のものを建設するのは、かなり工期的に困難が予想されるので、当初の考えでも1年半見ていたが、令和6年・7年に工事を行って、7年の秋に供用開始という形を見直さざるを得ないのかと現在考えている。

なお、町民意見の反映、パブリックコメントの状況や、建築基準法第48条ただし書の許可協議の進捗によっては、更にスケジュールを見直しせざるを得ない場合がある。

2ページ目の2番 新体育館建設の進捗状況について、令和3年度というよりも令和2年度以前からも着手している経過があるので、この点も含めてご説明する。令和2年度以前においては、体育館建設準備委員会を体育協会事務局と役員、スポーツ推進委員の委員長、副委員長と社会教育課のほうでいろいろと意見を交わすという場を設けている。令和元年度に2回、令和2年度に4回、準備委員会の中でいろいろと気を付けなければいけない点とか、こういうところを改善したら良いという話し合いを持った経過がある。

それからアンケートの実施については、幾度か一般質問や議会のほうからも質問を頂いた経過があるが、令和2年度に1回、無作為抽出で行っている。

更に、新体育館等建設庁内検討会議、役場の各課連携の会議であるが、これについては令和2年度に2回、それから令和2年度の秋口以降にホクレンとの用地協議に着手してきた経過がある。

本年度については、新体育館等建設庁内検討会議、課長職で構成する本部会議だが、これを5月と8月の2回開催している。ホクレンとの用地取得協議については現在も含めて、令和2年度秋口以降引き続き協議をしている。

更に、新体育館建設工事基本設計業務委託の発注ということで、7月に入札に基づく基本設計の発注業務を行っている。受注業者については株式会社岡田設計が落札しているところである。その後現在まで、私のほうと具体的には面談を4回、更に電話等の打ち合わせを重ねている。

また、建設課の事務となるが、先ほど説明した建築基準法第48条ただし書許可申請に係る事前協議というものを、令和3年度の春段階から進めてきているところである。

こうした新体育館の進捗経過の中で、先ほど準備会議や庁内の本部会議ということも申し上げたが、その中で基本設計に向けて現段階で役場の庁内のものになるが、設計に向けたコンセプトというものについて何点か大きな柱を定めている。まず、新体育館等建設庁内検討会議においては3ページに示した今年度5月に庁内検討会議のほうで協議をしているコンセプトであるが、1番目の現体育館の状況については、体育館は昭和49年建設2,936㎡で現状避難所の指定はなしである。柔道場は昭和47年建設、平成2年に改修、元々は酪農記念館であったものを平成2年に柔道場に改修したもので、364㎡で避難所指定はなしである。農業

研修会館が昭和46年建設1,700㎡、避難所の指定ありとなっており、体育館と合わせて柔道場、農業研修会館についても老朽化という部分ではむしろ体育館よりも古い部分があるので、併せて建設のコンセプトに考えていくということで挙げている。いずれの施設も老朽化が進み施設全体の損傷が激しく、部分的補修では安全性や機能性の確保が困難な状況と、耐震性の問題、更に浸水想定区域ということで、防災拠点としては活用できない状況にあるということである。

こうした背景の中で新体育館等の建設コンセプトについては、柱として大きく3点、まず、安心・安全ということでのスポーツ活動の拠点としていく。ここでいう安心・安全とは防災の問題もあるが、現体育館については第一競技場が約1,000㎡あるが、壁とバスケットのゴールが近いとか、コートを2面使ったときに隣のコートと非常に距離が短いなど、そういった背景があるし、競技によっては選手交代のスペースがエンドライン、サイドラインのすぐそばに来てしまって、競技の際に危ないといった場面も懸念されるということで、こういった部分の安全・安心ということを挙げている。

それから現状の体育館については、少年団の活動、それから卓球を中心とした高齢者の活動というものがあるけれども、子どもから高齢者まで誰もが気軽に健康づくりや体力づくりをできる場ということ、それからスポーツに親しむことができる場ということと、地域コミュニティの形成の場としたいということで挙げている。現状の体育館は玄関を入れてすぐにロビーがある。なかなか今コロナの情勢もあって、ロビーでいろいろな方が顔を合わせて話すという場面はなかなかない。トレーニング室についてもかなり古いマシン、体育館以上に古いと思うようなスポーツトレーニングのコーナーがあるが、こういったものについても新体育館の中ではちょっと休憩するときに皆が語り合えるとか、そういうコミュニティの場所のようなものを小さくても良いから設けていきたい。そのようなことも取り組みながら、事業の中でも町民同士が違う競技でも話せるとか、という形も考えていきたいという意味である。

それから大きな柱の3番目が、災害時に避難所・避難場所として活用できる施設とするということである。体育館と柔道場については避難所の指定がない。浸水想定区域であるので、大雨の場合は避難所の指定はできないという形になっているが、実際問題として大きな災害が起きたときに、やはり浸水想定区域にある文化センターが清水市街地では一番の避難所になるが、雨の場合は文化センターも使えなくなるので、そういった点で新体育館は浸水想定区域外の場所を求めつつ、清水市街の中で避難所や避難場所として活用できるものにしていきたい。もちろん平成28年の台風災害の後にブラックアウトというのがあった。今回の雪でも一部停電が生じている。停電対策というものについても非常に大きな役場のような非常用電源を設けるということについては、まだ検討段階ではあるが、最低限非常用電気をソケット的に入れることで、建物の電源を復旧できるとか、そういった設備を設けたり、トイレについていわゆるマンホールトイレというようなものについても、考えていくべきではないかということが、庁内の連携会議の中でいろいろ意見を頂いている。どこまでの防災機能を備えるかという点については、具体的にはこれからなるけれども、この災害時への対応機能というものも充実した施設としていきたい考えである。

3番目の新体育館等の施設概要については、昨年5月現在の中で、どの程度の規模やどの程度の費用を見ていくのかということ、これは概要ということで決定ではなくて、あくまでもこのぐらいの規模なりそういったものを考えなければならぬだろうということで、防災面等を考えれば施設敷地については10,000㎡以上、浸水想定区域外ということでの大きな避難の市街地からの距離を含めての北2条8丁目7番地1ということである。なお、ここで挙げている施設規模については延べ床面積を3,500㎡程度ということで挙げているが、これもあくまで決定ではなくてこのぐらいの規模がやはり必要だろうと。これは2,936㎡が現況の体育館である。柔道場については364㎡あり、この2つを単純に足したとしても約3,200㎡ある。これが更に先ほど申し上げた第一競技場の狭さや競技をする

上での危険な場合等を踏まえると、もう一回り大きなものは最低限必要になってくるだろうということの中で、3,500㎡を1つの基準として考えていきたいということである。なお、柔道場は体育館の延べ床面積に含める形を検討していこうということと、農業研修会館については体育館以上に古いし、体育館と隣接しなければ宿泊機能も生きてこないわけなので、これを廃止して宿泊機能は体育館と別棟の施設として検討していきたいと考えている。なお、概算費用については延べ床面積3,500㎡あれば、令和3年の5月段階での資材費や人件費、こういったものを概ねの金額で見通せば、約20億円程度に建物全体がなるのではないかと、あくまでも本当のざっくりの概算費用ということで、3番目についてはこの時点で1一つの想定、目安というものであることにご留意いただきたいと思う。

2ページに戻っていただきたい。3番目の基本設計に向けた設計コンセプトだが、先ほどの大きな3つに加えて、「基本設計業務委託特記仕様書」というのが基本設計発注の際に作成をしているものである。この中で再生可能エネルギー導入の検討という部分について項目を立てて、基本設計段階で検討していくというものを入れている。9月の議会等でもゼロカーボンの話があって、清水町としては10月1日にゼロカーボンを正式に宣言している。再生可能エネルギーの部分については具体的にこれを使いましょうと、例えば地熱とかバイオガスとか、そういう項目について現在持っているわけではないが、やはり太陽光やそういった何かの再生可能エネルギーを使って、電力、動力を賄っていくという施設整備については今後の将来に向けた建物としては必要であろうということで、この点も基本設計の中でどういうエネルギーを使えばイニシャルコスト、ランニングコストがどうなるのかという点について検討を進めていくということである。設計のコンセプトについては大きく今申し上げた4点が、まず大きな柱になる。

最後に4番目、新体育館の管理・運営の考え方が、新しい体育館についてどのような器を作って、それをどう管理し、どう使うかという点の考え方であるが、まずは現体育館と同様に指定管理者制度による公募を実施し、民間事業者を指定管理者として選定をしていく予定である。指定管理者の公募の中で、いわゆる自主事業というものの中で、こういった事業に取り組んでいきたいとか、そういったものが民間事業者から提案も出てくるだろうし、我々が基本設計や基本構想の中で、例えばトレーニングルームみたいなものを使って、高齢者向けの健康のヨガ体操や機械の使い方の指導、フィットネス的なものの教室みたいなものがあつたら良いなという町民の声がどんどん上がってくれば、そういったものもこの公募事業の中に、今度は逆に自主事業ではなく町のほうからこういう事業を指定管理者のほうには必須事業として入れるという形の中で、事業化を進めていきたい。指定管理者の制度を使って、まずは町民の声を聞いた中で、どういう建物を作り、それでどういう事業をしてほしいという声があれば、それは取り上げる部分があれば町として示していきたい。更に、民間事業者のほうからもこういった事業で自主事業をやりたいという提案を受けて、管理と運営を図っていれば新しい体育館としては一番良い管理運営の方法ではないかと考えているところである。

大変雑駁な説明になるが、私から提出した資料についての説明とさせていただきます。

委員長：只今、課長から進捗状況について説明を受けた。進捗はちょっと遅れているようであるが、今の説明等に対して皆さんから質疑を受けたい。川上委員。

川上委員：今、いろいろ話を聞いた中で、まず、建設用地の関係はもう確定ということは間違いないか。それと面積の部分、その部分については変動が無いということが良いか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：建設用地について、町としてここを予定地とするという部分については、全員協議会のほうで先般説明のとおり、町の方針としては確定である。ただ、相

手方が用地売買によって存在するので、ホクレン農業協同組合のほうとしては最終的に取締役会のほうに上げて、そこでの議決行為というものがあって初めて売却という形になってくるので、ホクレンのほうの現段階での意向としては、これは正式に取締役会に上がっているわけではないので、正直なところオープンにされるのはちょっと相手方の問題があるのでお控えいただきたいが、**札幌にあるホクレンの事業本部のほう**とは工場長を通じて私のほうからお話をする機会があったり、町長自身も札幌まで足を運んで、**事業本部長**とお会いする形の中で、ホクレンの用地については売買できないという話は無いということ。それから引き続き交渉している過程の中で、概ねの単価についてはこちらのほうから**坪単価約12,000円程度**ということで、固定資産税の評価額である。一般的にいわれる**評価額は売買価格の7掛け**とよく言われているけれども、この評価額ベースでの要望でどうだろうかという部分については文書でもってホクレン事業課のほうに確認をしており、概ねその希望に沿った中で協議を進められるというところまでは話を頂いているので。とは言ってもホクレンと完全合意していると捉えられてしまうと、そこまではいかないのだが現状の用地の交渉としては町の方針は確定、ホクレン側も大きな支障になるものは出てきていないという形である。用地面積については現状では約15,000㎡という形のものを予定している。これについては先般の全員協議会の中で図面もお示ししたが、やはり建物までのアクセスの問題として道路を必ず付帯しなければいけないという形が出てくる。道路を本通側から北1条通、そして8丁目通という形の中で、まっすぐ道道まで抜ける道路を一本設ける形を取ることで、交通アクセスが市街地側から楽にアクセスできるようになってくるだろうと。それから北星団地の前の道路については、比較的道路幅が大きくはない狭いところもあるので、一本ホクレン用地の真ん中に道路を走らせるという形で、道路を作るとすれば、まっすぐ抜けるとすれば約15,000㎡になるということで検討してきた経過であり、15,000㎡の敷地の中で、現体育館の敷地以上に駐車場についてもかなり広くとれるのかなど。それから同一敷地内での別棟での宿泊施設の整備の部分についても余力を持ってできるということ。更に、今回の大雪もあるけれども、冬場に雪が入ってくるとどうしても駐車場用地が確保できないという部分が出てくるので、こういったことも踏まえて総合的な判断として15,000㎡のエリアを考えているということである。

委員長：他に無いか。墓は私委員。

高橋委員：建築基準法第48条のからみだが、このことはこの土地を交渉するときには分かっていたのか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：土地の交渉過程の中では、このただし書きに該当してしまう、現状の用途地域ではそこへ建てられない、1,500㎡までなので現体育館でも2,936㎡あり体育館が絶対1,500㎡で収まるわけがないので、ただし書きに該当してしまうということは承知していた。ただ、町内の中で浸水想定区域外でこの3,500㎡規模の建物を用途地域の中で建てられるエリアというのは、実はほとんど存在していない。議論の過程の中で、用地取得の過程の中で、旧町民テニスコートいわゆる野球場の奥の部分があったり、第一保育所の跡の部分があったりと検討した経過はあるが、いずれの土地についても全て用途地域には該当してしまうということで、当初からただし書きの許可協議を進めていきたいと考えていた。

委員長：高橋委員。

高橋委員：では、これに代わるところは無かったということで良いか。あと、新体育館の基本設計業務委託は令和3年度に決定して発注している。それで、当初スケジュールでは令和4年度に実施設計することになっていて、発注したのが令和3年にも関わらず、見直しスケジュールで令和5年度になってしまう、その理由というのは。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：基本設計の部分は見直しスケジュールは令和4年度。令和3年度に発注している。基本設計の発注業者のほうから、我々が想定していたのは、町民検討会

議に示していく原案の図面、あとこういう設備を使えばこういうイニシャルコストにランニングコスト、再生可能エネルギーの話であったり、こういう間取りはどうだろうかというようなものを示していくうえで、基本設計業者の力はどうしても必要になってくる。これはもう既に発注をしていて幾度か打ち合わせをしているが、町民検討会議を経ていく過程の中では、令和3年度の基本設計事業については、引き続き令和4年度まで繰越明許の形を取らせていただいて、業務継続させていただきたい。基本設計と基本構想が終わった段階で、具体的な図面を引く作業をその次のステップとして入り、それが実施設計ということで、基本設計の業務は令和3・4年度と進めて、基本設計が終わった段階で実施設計のほうに進んでいくという形なので、実施設計が4年度から5年度に1年ずれ込まざるを得ないのではないかと、現状見直しスケジュールを考えているところである。

委員長：高橋委員。

高橋委員：基本設計に向けたコンセプトの中に再生エネルギーがらみの話があって、それらについて岡田設計はそれなりのノウハウを持っている設計会社なのか。その辺の選択、発注するに当たってその辺も項目として挙げて契約したのかどうか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：まず、基本設計の発注業者の選定だが、3社による指名競争入札を実施している。この入札実施の際に、先ほど申し上げたとおり業務委託の特記仕様書というものをまず最初に作って、それを告示した上で基本設計の指名競争入札を経ており、再生可能エネルギーの導入項目というのをまず最初に指名業者3社のほうに示している。その上で指名業者3社については、それぞれ指名委員会の中で過去の発注や実績、清水町のみならず他町村での建設工事の実績というようなものを加味したうえで指名をしているので、指名業者3社についてはそういったノウハウについてはそれ相応の能力を持っているという判断をし、発注し落札頂いている。

委員長：高橋委員。

高橋委員：ちなみにその発注云々の計画が上がった時以降、清水町ゼロカーボン宣言をしたり、環境に配慮するということに力を入れるという形になっていると思うが、当然のようにその当時だったら、きっと、バイオ絡みか太陽光の電気を使って云々ぐらいのレベルでしか考えてなかったと思うのだけれども、実際の話今、自分もあまり詳しいわけではないが、清水町は水素エネルギーとかを使える環境にはあると思うのだけれども、その水素エネルギーに関しても今後未来に向けて幅が広がる事業でもあるし、それを絡めることによって国からの補助金も当然額が決まってくる。大きく補助金を頂けるような事業だと思うのだけれども、それらについて追加で令和4年度の中で本格的な実施設計をする前に、それを絡めてやって行くことは可能かどうか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：具体的な再生可能エネルギーをどれにという部分だが、高橋委員からお話のように、最もオーソドックスなものが太陽光である。これについては準備委員会などの会議の中では、例えば街灯とかも太陽光などは安価な中で十分やっていると。あと、主動力に関してまで太陽光がどの程度の熱ができるのか、蓄電池の能力もどの程度開発されているのかということで、太陽光が一番最初に確かに内部的にも話題に上がってきている。その他では、主流として業者との打ち合わせの中でも出てきているのは、地熱エネルギーの活用である。これは現在環境省のほうが一番力というか、道内でもかなり多く使われているケースだが、イニシャルコストは高いけれども、環境省は補助金を3分の1上限でという制度があるので、これが採れるかどうかというのが1つポイント。ただ、ランニングコストは下がるというところと、ランニングコストは下がらないというふうに過去にやった町からそういう声もあったりするので、非常に吟味が必要だなと考えているのが地熱の利用。この太陽光と地熱が実を言うと大きく再生可能エネルギーの柱になってくるのかなというふうに考えていた。今高橋委員から水素エネルギーの話があった。これが特に清水町ではという形で、私のほうも勉強不足で申

しわけないが、水素エネルギーというものを使った再生可能エネルギーというものについては、どの程度のイニシャルコストとランニングコスト性というものがあるのか、地熱と比べてどうなのかという部分について、この後ちょっといろいろ勉強して、そういったものも検討項目に水素エネルギーを1つ考えていきたいという形を取るかどうかは今後とさせていただきますと思うが、こういった再生可能エネルギー、いずれのエネルギー源であったとしても、それを取るためには環境省のほうにまず事前に計画書というものを、補助金の環境整備の計画というものを上げる。そこで、この計画が通って、更に実施設計と建設工事のほうにも費用が出てくるという形になってくるので、この点についてエネルギー動力に関する部分だけの補助として実際にどう仕切られてくるのかというところを、現状主財源として考えているのは第1に過疎対策事業債である。当然補助金のほうが、過疎債も実質7割補助金といわれるものであるが、地方債の一環である以上、貰えるものは貰うというスタンスで補助金が一番良いわけで、過疎対策事業債と学校改善交付金のスポーツセンター補助金という、この大きく2種類のことを考えているが、ここに動力に対する再生可能エネルギーを用いるということで、環境省の補助金というものを入れた場合に、実際にどういった仕切目で補助金の部分が有利に当てはまるのかというところを考えたいと思うが、これは1年、令和4年度に計画書を上げて令和5年度に実施設計ということで、できなくはないけれども、まず、私が岡田設計と昨年度から打ち合わせをしてきている中では、意外とイニシャルコストは補助金が出るから安い。けれども、ランニングコストは下がると数字が出るけれども、実際は下がらないよという声をもらうケースというのが多々あるので、その辺を十分吟味をして、ランニングコストに留意した中で再生可能エネルギーは考えていかなければならないのかなと思っている。議員の質問に対しては、環境省の補助金というものも、令和4年に基本設計を行う過程の中で上げていくのであれば間に合うという点については、まったく不可能ではないが、必ずしもメリットとして有利になるということもまだ言い切れないというのが実情である。

委員長：高橋委員。

高橋委員：よくわかった。なぜ設計にそんなにこだわるのかというと、要するに岡田設計もそうだし、他のところもそうだったと思うけれども、既存のノウハウをちょっとだけ応用して、これでどうですかみたいな提案しかないようなところなんだろうと思ったものだから、ちょっと聞いてみたのだけど。実際の話、そういう業者というのはなるべく手間を省いてという風潮だと思う。特に公共施設は。清水町においてこの予算は大きな支出、一大イベントみたいな感じだと思うけれども、であればただ体育館を作るだけのことではなくて、何か特化したもの、要するにほかの町でやってないことも併せてやるべき。これを利用して町おこしの1つにすべきところもあるだろうという気もしたのだから。だとすれば、例えば清水から何人も行く釧路高専とか、建設科というのか、そこに行っている子たちもいるし、その子たちの話を聞くと結構本物ではないと言うか、本当に出せるものではないかも知れないけれど、いろいろな発想を入れて体育館を建てるならこんなものって、授業の中で図面まで描いて、そういうところにヒントも隠れているのではないかなと。突拍子もないデザインになっていたりして、そこをコラボしていけるのであれば、それも話題作りの1つだし、釧路高専の生徒が設計した、実際は岡田設計なのかもしれないけれど、そういうところも絡めてやると話題性もある。更に、水素エネルギーに関して言ったのは、要するに将来的にゼロカーボンにするということは、とにかく化石燃料は使わないよと、そんな町にしたいということだと思う、ゼロカーボンなのだから。ということは、水素の町にしてもいい。他の町でもこの施設だけは水素を使うとかについて調査をしているみたいだけれども、であれば、ちょっと調べたところによると、水素を作ることもそんなに経費も掛からず、スペースも要らない。そこで水素を作るのに電気を使うが、その電気は太陽光で良い。できた水素をまた電気に変えるのも微々たる電気です済む。そうなったら水素さえ、**バイオガス**で水素を作っていたとしたら、それは

町民全部に回るぐらいのことになる。これは何年先になるか分からないけれども、そんなイメージでどんどん水素の町にしていけば。まあ確かにゼロカーボンの町と宣言するに値する事業ではないかなと。そのきっかけを体育館にするのも良いのではないかなという思いから、今質問しているのだけれども、それらのことも踏まえて今後やっていっていただきたいのだけれども、どうか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：ゼロカーボンに向けて、どこまでそれを追及していくのかということのかなと思うし、これは議員の言うように、宣言したのであればそれを当然のように追及していくというのが、この後の自治体としての取り組みであるし、それを町全体をリードするという意味でも、町民への啓発も含めてこの体育館事業の中で、大きくそういった意識というか、町民に見ていただく、感じていただく、ゼロカーボンを感じていただく事業にもなればという趣旨なのかなと捉えているけれども、体育館事業の中で水素であったりゼロカーボンというものをどこまで追求していくのかという部分については、私の方からこれを1つの大きな契機にするということは、現段階ではちょっと申し上げられないが、この調査の中でそういった視点というものも必要ではないかというご指摘を伺ったということについて、理事者のほうにも当然報告して方針を確認したいと思う。私のほうから当然のように再生可能エネルギーを用いた施設を作っていくのは必要で、それが今議員からお話あったように、ちょっと動力、何かちょっとやっているよねというようなものと、町として本当にゼロカーボン宣言したのか、本当にやる気があるのかという話になってくのかなと思うので、そういったことではなくて、取り入れられるものはどんどん取り入れていくというスタンスで臨みたいと思う。一方でランニングコストというものはどうしても考えざるを得ない。インシヤルコストを掛けたときにそれが耐用年数として10年なのか15年なのか。太陽光は概ね15年と言われているが、その中でインシヤルコスト、ランニングコストのサイクルというものを考えたときに、どの程度の費用面というものが掛かってくるのかという、ここをやはり十分吟味をして再生可能エネルギーの部分についても、どんなものを入れていくのかということを考えていきたいと思っている。特に清水町は酪農の町なので、バイオガスを使って糞尿処理と併せて、電力といったものを動力の基にしたいということも無いわけではないけれども、位置的にかなりそこは送電網を引かなければ難しいだろう。あの場所の傍に施設を併設するのは難しい。小さな規模のものであればホクレン農業協同組合は工場熱を実は敷地内の下宿に送っている。工場熱を使って下宿の暖房をとっているということも工場のほうから話を聞いているけれども、なかなか道道をまたいで送ることは簡単にはいかないということも言われている。業者のほうが簡略化したオーソドックスな形を望んでくるということにならないように、新たな技術を取り入れられるものは取り入れというようなスタンスの中で検討していきたいと思う。インシヤルコスト、ランニングコストという2面性を十分検討した中で、再生可能エネルギーは選択していきたいという考えであることをご理解いただきたい。

委員長：高橋委員。

高橋委員：新体育館建設のコンセプトの中の地域コミュニティの形成の場、これはこれでスペースはどうなるか分からないけれどもという話だったけれども、当然のように新しい体育館、施設利用料というのは取ると思うけれども、これらについてはそういうことは無しで、ただ人が集まってもらうということになるのか、その使い方というか、どんな風に考えているのか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：まず、料金だが、当然現体育館も徴収しており、料金体系は利用町民から徴収する。ただ、小学生・中学生の少年団活動については、建物が新しくなったから料金を取るということは考えていない。それはやはり活動していただきたいということで。一方で大人の活動については、例えば今、さわやかプラザのほうについては半年券で5千円をいただいている。この5千円が妥当かどうかというのは、現状所管の保健福祉課のほうでも毎年検討されているのかなと思うが、一

方体育館のほうというのは、そこの更にお下りの機材を置いているので、実質的には料金はかかっていない。機材を見るとさすがにこれは料金を頂けないなという機材しかないが、一方、よつ葉アリーナのほうに、帯広市のスポーツ課長にご足労頂き、色々話を聞いた中で、3千円ぐらいで半年間最新の機材が使い放題という形になっている。今、帯広市だと民間のスポーツクラブではなくて、よつ葉アリーナのほうが一番先端をいっているの、そこを安く使えるということで、そちらにお客さんが流れているという形になっているので、そこまでの人流規模というのうちの町に無いけれども、やはりそういった値段というものも1つの参考材料にはなるのかなと思っている。こういった体系の中で、ここは頂くというところは頂くし、小中学生の活動については、少子化に力も入れていることもあるし保護者負担を軽減しつつ、利用者負担についてはスポーツのトレーニングジムを中心に、一定程度料金設定をしていきたいと思っている。

委員長：高橋委員。

高橋委員：今そのさわやかプラザの話が出たので、さわやかプラザも要するに新体育館の方に統合されるという考えで良いか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：さわやかプラザについては、統合するということで町のほうとして決定しているわけではなくて、統合するという方向で町民と意見を聞いて検討していこうということについて保健福祉課との連携会議の中で2課で考えている。この後、利用者のほうにいろいろ話を聞いてという形になるし、さわやかプラザについては行革の時に一度、閉鎖せざるを得ない、体育館のほうに機材を動かしたいという町民への説明会を持ったことがあるが、この際に町民から大きな不満、反対という意見があり、最終的に移設をせず現在に至った経過がある。ただ、体育館というものが高齢者から子どもまで幅広い世代の中でご利用いただく、そして1つの管理体系も合わせてやっていくという形が一番望ましいのかなと。現状は約120~130万円ぐらいさわやかプラザの維持費が掛かっているの、そういったものもトレーニング機材を使えるものは使うが、基本的には新しいものは入れつつ、指導なども高齢者向けの指導もするし、いわゆるアスリート向けの指導もできるという体系で合わせてやっていったらどうだろうという提案を町民にさせていただき、できればそれにご理解をいただきたいと考えている。

委員長：高橋委員。

高橋委員：私から最後に、コンセプトの中にある宿泊機能は別棟施設で考えているということなのだけれども、要するにそれは概ねの建設費20億円の中には含まれないと考えてよいか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：宿泊機能の別棟については、概ねの費用20億円という中には含まれていない。この20億円というのは単純に施設面積にいわゆる㎡単価の平均的な単価を、近隣町の実績から掛けているもの。別棟は含んでいない。

委員長：高橋委員。

高橋委員：ということは詳しくは分からないが、これは令和3年度の見積り、要するに今年度の去年の年末辺りは材料費が1.5倍ぐらいになっているというところを考えると、要するに最終的な設計を出した時には、当然のように30億円になってしまう。それはそれで仕方ないという考えか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：資材費の高騰、これが特に輸入が絡んでくると国際物流の問題がコロナで話題になっているが、かなり影響を受けているのかなと思うし、これと併せて体育館事業だけではなく人件費の高騰というものも当然あって、これは国の方針としての最低賃金の引き上げというものも当然あるので、そういったものの部分としては1年1年見積もったものは上がっていくという方向は、正直避けられないのだと思っている。ただ、それが1.5倍というふうになるのかどうかというのは今の段階では判断が付かないのかなと思うし、資材費が仮に上がったときに、それが一過的なものであると判断できれば、事業実施年等をずらすこともできるし、

一過的なものと判断できなければ逆に、当初の見直しのスケジュールの中で工事をしていくことをせざるを得ないのではないのかなと考えている。資材が、事業費が膨らんだので、ここまでの大きさを建てようと基本設計、コンセプトを考えてきたけれども、総事業費が上がってしまうから逆にもっと我慢する施設にしたいんだという必要性を求めざるを得ないような事業費の上がり方になるのであれば、本来であれば私も町長もそれはしたくは無いのだけれども、その場合は町民のほうに更にお願いをする場合もあるかも知れない。ただ、最初から必要以上に大きな建物を建てるというところまでのコンセプトは持っていないので、その点からいくと機能なりを迫及した中での施設規模であれば、資材や人件費が多少高騰しても、できればスケジュールどおり、よほど大きな問題が無い限りやって行くことが望ましいと考えている。

委員長：山下委員。

山下委員：建設位置についてはここでほぼ確定で進んでいるということで先ほど話があったが、その方向で進んでいるということで良いか。再確認である。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：その通りである。

委員長：山下委員。

山下委員：あと、宿泊の関係で出てきた部分については、ここで初めて出てきた話かなという気がするのだけれども、それらについては大方その図面の中でこういった位置になるのかだとか、駐車場だとか取り付け道路などは聞いていたが、宿泊施設については今回出てきた部分なので、それをどの程度なのかという部分についての規模とか、そういったものなどもある程度検討されているのかどうか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：宿泊施設の規模については、現状の宿泊能力の規模までとか、100人とかそこまでの設定を現在して検討しているわけではない。具体的にそこまでの人数設定まで入っていないということである。ただ、現状の利用状況の中で、これも内部的な話になるが、希望の中では地元の少年団や中学生などが、1泊2日若しくは2泊3日で地元で合宿をする、宿泊して強化練習をするというような取り組みが年間に10数件程度ある。こういった利用状況を踏まえると、大体地元の団体というのは他と合同でやるケースも最近増えてきているけれども、10人から20人ぐらいというのが1つの規模とと思っているので、宿泊の機能については現状の100人も泊まれるとか、そこまでのものというよりは、最低限、まず地元の子どもたちが今までどおり地元で合宿などをできる機能は持ちたいという事なので、20人程度の別棟というような1つの建物を1棟建てるのか3棟建てるのかというふうには議論を進めていきたいと考えている。あとは、大きな建物1棟にして、いわゆる2段ベッド方式の今のようなやり方というのは、現状の時代にはちょっとそぐわないのかなと思っているし、この防災機能を出していくときに、こういった1つの大型のコテージのようなものを持つことによって、いざ災害があった時に、ここは妊婦さんのための避難所に別棟で対応するとか、そういうような形にも活用していけるだろうし、火災などで焼け出された町民の方が出たときに、現状では公営住宅や教員住宅に一時的に入居いただくが、実際問題はボイラーが無かったり、ガス湯沸かし器が無かったりと、直ちに生活の細かなものが揃っていないので、それらを揃えているような宿泊棟というのは、そういう部分でも防災機能でも活用できるのかなと思っているので、そういった意味でコテージタイプのものを複数棟建てていくという方法が一番良いのかなと思う。今言った話をベースとして、内部的にも町民にもいろいろ提案して検討を進めたいと考えている。

委員長：山下委員。

山下委員：もう1点、ゼロカーボンの関係でいろいろ省エネの関係で検討されている項目として、太陽光などを中心に考えているようだけれども、高橋委員が言ったようにいろいろな取り組みができると思う。そういった部分では担当課以外で、ゼロカーボンを担当している課との連携はどのようにしているのか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：ゼロカーボンを担当している町民生活課と、ゼロカーボン事業として具体的に体育館でこうしていくというような打ち合わせをしている経過は現時点では無い。担当の町民生活課としては、令和4年度の予算の中でゼロカーボンにつなげていく事業について、先般、庁内全体の調査が行われている。この中で社会教育課のほうからは体育館事業の検討の中でゼロカーボンに寄与していく、再生可能エネルギーを導入していくということの検討を進めていくということについては、調査の中で回答しているという程度にとどまっているのが実情である。

委員長：その他に何か。川上委員。

川上委員：見直しのスケジュールの中で、町民検討会議とか関係団体との協議は令和4年度、実質なるということだけれども、大まかなスケジュールというのはどのように考えられているか。

委員長：社会教育課長。

社会教育課長：極力、会議の持ち方として、オンラインというのはコロナ禍の時代の1つの手法ではあるけれども、やはり図面とかいろいろなものを見ていただく、そういったものを画面上で見ながら、事前に送付してというのも、当然それも1つの手だし、そうせざるを得ない場合も出てくるかもしれないが、基本的には集まっていたいただいて、膝を交えてというスタンスを取りたいというのが本音である。その中で1月に1回ペース程度で、できれば令和4年度についても夏場のうちに町民の検討会議を終えて、パブリックコメントというものに時間を掛けたいと考えているし、当初思っていたよりも再生可能エネルギーの検討をしていく項目、その検討の内容などもそれ相応に町民のほうにも示していく必要があると思っていますので、この辺は業者のほうと詰めながらと思うけれども、できれば盆前には町民検討会議の意向をまとめて、うまくまとまれば一番良いのだが、そこでやはりいろいろな意見があれば再度議論する時間というものも十分とれるような形をしていきたい。基本的なスタンスとして町民との議論というものに時間をかけるということについては、当然必要なことでそこは重きを置きたいと考えている。

委員長：他に意見は無いか。

（「なし」との声あり）

委員長：これで担当からの説明を終了するが、これを契機に庁内の横の連携を取っていただき、例えば今言ったゼロカーボンについても、糞尿の関係も然り、宿泊については観光施設の面も然り、いろいろ横の連携でうまくいくかいかないか検討いただきたい。以上が私からのお願いであるが、ご意見が無ければこれで説明を終了する。

【休憩 10：43】

（中河委員入室）

【再開 10：50】

委員長：再開する。まとめに入らせていただく。まず、調査の継続、終了について確認させていただきたい。説明の中ではまだまだ遅れているという説明があったが、これで終了してよいかどうか、それとも継続してこの後またやるかを決めたいと思うが。川上委員。

川上委員：これを継続といってもずっと続くわけで、あと1回、2回で終わるというものではないのであれば、一度ここで切ってまた次年度ある程度動いてきたときに、新たにまた調査をするということでのよいのかと思う。

委員長：高橋委員いかがか。

高橋委員：川上委員と同じでよろしい。

委員長：山下委員。

山下委員：今お2人の話したように、今回の調査項目は進捗状況についてということなので、今の進捗状況について今回報告したほうが良いかと思う。一区切りつけるということ。

委員長：中河委員。今のおりだが、これで打ち切ってまた後。今回終了ということではよろしいか。

中河委員：皆さんの意見のようにお願いします。

委員長：それでは調査は終了ということにさせていただきます。報告書の作成の方法だが、私のほうで作成してよろしいか。山下委員。

山下委員：委員長、私たちの思った方向でまとめていただけると思うけれども、やはり各課との連携、委員長の言っていた部分、そういったところをしっかりとやりながら、進めてほしいということと加えていただいてももらえれば。

委員長：特にこれだけは報告書に盛り込んでほしいということはあるか。高橋委員。

高橋委員：何か社会教育課長のコメントの中で、土地についてあまり口外しないでほしいという話があったので、その辺を配慮して報告書にまとめなければいけないと思う。

山下委員：確定ではない部分ということ。

委員長：あまり中身までは。了解した。他には無いか。

（「なし」との声あり）

委員長：それではそういうことで、一応どういう格好になるか分からないが、私のほうでまとめさせていただきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

次にその他で何かあるか。

（「なし」との声あり）

委員長：それでは以上を持って、厚生文教常任委員会の所管事務調査を終了する。本日はご苦労様でした。

【閉会 10：55】